

キャリア・パス体系について（例示）

キャリア・パス要件Ⅰ及びⅢを満たすためには、以下に示すような福祉・介護職員のキャリア・パス体系を明確に定め、福祉・介護職員に周知しなければなりません。

職位	職責・職務内容	任用要件・昇給要件	賃金体系
主任	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への適切なサービスの提供 サービス提供の統括 各班長の指導 サービス提供記録のとりまとめ、管理者、サービス管理責任者への報告 サービスの企画・発案 	<ul style="list-style-type: none"> 7年目～ 事業所が指定する資格 人事評価S判定 	<ul style="list-style-type: none"> 基本給 35万円～ 主任手当 5万円
班長	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への適切なサービスの提供 一般職の指導・サポート 一般職作成のサービス提供記録のとりまとめ、主任への報告 サービスの企画・発案 	<ul style="list-style-type: none"> 3年目～ 介護福祉士 班長試験A判定以上 	<ul style="list-style-type: none"> 基本給 28万円～ 班長手当 2万円
一般	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への適切なサービスの提供 サービス提供記録の作成、報告 サービスの企画・発案 	<ul style="list-style-type: none"> 1年目～ 	<ul style="list-style-type: none"> 基本給 22万円～

※職位、職責・職務内容、任用要件・昇給要件、賃金体系に関する事項については、就業規則、賃金規定、社内規則等に明記し、介護職員に周知しなければならない。

※必ずしも一つの表にまとめなければならないものではないが、介護職員への周知が必要なことから、理解しやすい形にまとめることが望ましい。

【職位】

福祉・介護職員（管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、事務員、調理員等を除く）に二段階以上の職位を定める。職位の名称に定めは無い。

【職責・職務内容】

各職位に応じて行うべき業務、求められる能力を定めたもの。

【任用要件・昇給要件】

福祉・介護職員が昇格、昇給するための条件。非正規職員を含め、当該事業所等で勤務する全ての福祉・介護職員が対象となるものが必要となる。

キャリア・パス要件Ⅰにおいては任用要件として定められていたが、要件の内容について明確化されていなかった。キャリア・パス要件Ⅲにおいては昇給要件と定められ、「経験」、「資格」、「評価」（三要件）のいずれか一つ以上に該当しなければならない。

したがって、旧来の処遇改善加算Ⅰを算定していた事業者等で、新しい処遇改善加算Ⅰを算定する場合は、キャリア・パス要件Ⅰにより設定されていたキャリア・パス体系のうち、任用要件を、三要件のいずれか一つ以上を満たす形に修正する必要がある。（従来から三要件のいずれか一つ以上を定めていた場合、修正不要。）

〈三要件に関する国の想定〉

経験：「勤続年数」「経験年数」などを想定。

資格：「介護福祉士」「社会福祉士」「精神保健福祉士」などを想定。ただし、介護福祉士資格等を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

評価：「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価（採点）基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

【賃金体系】

職位、職責・職務内容、任用要件・昇給要件を、既存の給与等級表と対照させる形も可。
手当の増額等により賃金を上げること可。